

静岡県選挙管理委員会告示第19号

磐田市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる公営施設として指定した次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和2年4月17日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

名 称	所 在 地
磐田市文化振興センター	磐田市二之宮東3番地2